

高齢社会対策大綱（2024年9月13日閣議決定）について
慶應義塾大学ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター長
駒村 康平

認知機能の低下に対応する金融と福祉、消費者保護との連携部分の抜粋 p 31

<https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/r06/hon-index.html>

(3)金融経済活動における支援

日常生活において認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口は、認知機能の低下した人と接する機会も多く、金融機関から地域の福祉機関等必要な支援につなげることが望まれる。そのため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有しうる、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）や社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

あわせて、重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めよう、市区町村に促す。

認知機能の低下等が見られる人の個人情報の第三者提供に係る本人の同意や、福祉機関との連携、金融機関内の情報共有等について柔軟な対応ができるよう、金融分野ガイドライン等の運用の見直しの必要性について検討を行う。

経済取引の判断能力の識別や、認知機能の状態に応じて本人の判断をサポートするAI技術等の開発・実証を推進する。

高齢期における認知機能の低下に備え、消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性についての理解を促進する。

さらに、認知判断能力や身体機能が低下した高齢者に対して、きめ細かな投資家保護や、金融取引に関する代理制度の活用促進を図るなど、金融事業者における顧客本位の業務運営に向けた取組を推進する。

(4)消費者被害の防止

消費者安全法に基づき、消費生活上特に配慮を要する高齢者等への見守り活動を行うため、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置及び福祉機関を含む関係機関等と連携した活動を促進するとともに、身近な消費生活相談窓口につながる「消費者ホットライン188」の周知や消費生活相談員への研修の実施、消費生活相談のDX等を通じて消費生活相談の充実を図る。